

和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成19年制定。以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この細則における用語の意義は、要綱の例による。

(事前協議時の必要書類)

第2条 要綱第6条に規定する協議をしようとする者は、事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、要綱第2条第4号イに掲げる耐震改修計画に基づく工事にあつては第5号に掲げる書類は必要としない。

(1) 建基法第6条第4項又は第18条第3項に規定する確認済証の写し（同法第12条第8項に規定する台帳に、同法第6条第1項に規定する建築主事の確認を受けていることが記載されている場合を除く。）

(2) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）

(3) 補助対象建築物の耐震改修工事前の耐震診断報告書

(4) 補助対象建築物の耐震改修計画が分かる図書

(5) 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第7条に規定する補助金の交付申請は耐震改修補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 耐震改修技術者であることを証する書類

(2) 耐震改修工事見積明細書（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）

(3) 耐震改修工事工程表

(4) 補助対象建築物の全部事項証明書、所有権を有する者が確認できる書類又はこれらの写し

(5) 補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書

(6) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修実施に係る決議書

(7) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、占有者（居住者）

からの耐震改修に係る同意書（区分所有建物を除く。）

(8) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、当該建築物の所有者全員の耐震改修に係る同意書（区分所有建物を除く。）

(9) その他市長が必要と認める書類

(10) 補助対象建築物の所有者の世帯全員の直近の所得証明書

(11) 補助対象建築物の所有者の世帯全員の記載がある住民票

2 第1項第4号、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類で本人の同意があり、かつ、公簿等で確認できるものについては省略することができる。

(決定及び交付しない旨の通知)

第4条 要綱第8条第2項に規定する補助金の交付決定の通知は、耐震改修補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 要綱第8条第3項に規定する補助金を交付しない旨の通知は、耐震改修補助金を交付しない旨の通知書（様式第4号）により行うものとする。

(着手届の提出)

第5条 要綱第9条に規定する耐震改修事業着手の届出は、耐震改修工事着手届（様式第5号）により行うものとする。

(代理受領に係る委任状の提出)

第5条の2 要綱第15条第1項に規定する代理受領を委任する場合は、耐震改修補助金の代理受領に係る委任状（様式第6号）を速やかに提出するものとする。

(工事の変更及び中止の手続)

第6条 要綱第10条第1項に規定する変更の承認申請は、耐震改修計画変更承認申請書兼耐震改修補助金交付変更申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、要綱第10条第2項の規定による承認をしたときは、耐震改修計画変更承認通知書兼耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により補助申請者に通知するものとする。

3 要綱第10条第3項に規定する耐震改修工事の中止の届出は、耐震改修工事中止届（様式第9号）により行うものとする。

(中間検査申請時の必要書類)

第7条 要綱第11条第1項に規定する中間検査の申請は、耐震改修工事中間検査申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 耐震改修工事監理報告書（様式第11号）

- (2) 使用金物及び木材の出荷伝票
- (3) 連続繊維補強材の出荷伝票（使用する場合に限る。）
- (4) 改修工事写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 要綱第11条第3項に規定する中間検査合格証の交付は、耐震改修工事中間検査合格証（様式第12号）により行うものとする。

（完了報告時の必要書類）

第8条 要綱第12条第1項に規定する報告は、耐震改修工事完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書（様式第11号）
- (2) 中間検査合格証の写し（要綱第11条の規定により市長が工程を指定したものに
限る。）
- (3) 改修工事写真
- (4) 耐震改修工事費用に係る請求書の写し
- (5) 耐震改修工事費用に係る明細書の写し（耐震改修工事とその他の部分を分けたもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 要綱第13条に規定する補助金の額の確定の通知は、耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（補助金請求時の必要書類）

第10条 要綱第14条に規定する補助金の請求に当たっては、耐震改修補助金交付請求書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、耐震改修工事費用が要綱第13条の規定により確定した補助金の額と等しい場合は、第1号に掲げる書類は必要としない。

- (1) 耐震改修工事費用の支払に係る領収書の写し
- (2) 口座振込依頼書

2 要綱第15条第1項に規定する代理受領を委任する場合は、前項の規定による書類に加えて耐震改修補助金の代理受領に係る委任状（様式第15号）を添えて行うものとする。この場合において、前項第1号の「耐震改修工事費用の支払に係る領収書」とあるのは「耐震改修工事費用から要綱第13条の規定により確定した補助金の額を差し引いた額の領収書」と読み替えるものとする。

(補助金の交付の取消し)

第11条 市長は、要綱第16条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により補助申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 要綱第17条の規定による補助金の返還命令は、耐震改修補助金返還命令書(様式第17号)により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年4月24日令達)

- 1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日前に、改正前の和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱(平成19年6月1日制定)第7条の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日令達)

- 1 この訓令は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行日の際現に、改正前の和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱(平成19年6月1日制定)第7条の規定によりされている申請については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年11月13日令達)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令の施行日の際現に、改正前の和泉市木造住宅耐震改修補助金交付要綱(平成19年6月1日制定)第7条の規定によりされている申請については、なお従前の例によることができる。